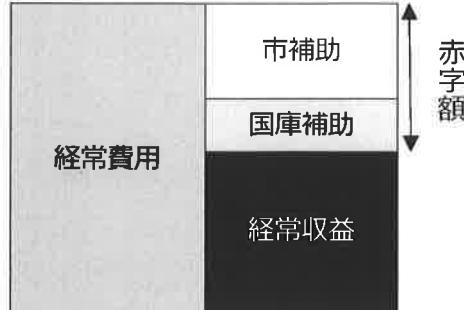


小樽市生活バス路線運行費補助金交付要綱について

市民の生活に必要なバス路線の維持及び確保を図るため、国庫補助の対象とならない赤字額を市補助で補填する。

1 市補助対象経費の算出について

路線バス事業に係る経常費用から
経常収益と国庫補助金を差し引いた額を
補助対象経費とする。



2 補助交付のスキーム

補助対象期間は、国庫補助と同じ10月1日～9月30日の1年間とする。
令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間について、令和3年11月末
日までに交付申請し、令和3年度中に支給する。

令和2年度												令和3年度											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
←-----補助対象期間-----→												申 交付決定・支払											

3 補助予定額について (R元.11.21 第3回協議会資料より抜粋)

料金	減少率	経常収入	経常費用	収支
240円	—	1,680,955	1,694,625	▲13,670
	2%	1,648,259		▲46,366
	2.5%	1,640,084		▲54,541
	3%	1,631,908		▲62,717

(千円)

※上記収支不足から国庫補助を除いた額が市の補助予定額となる。(ただし、予算の範
囲内となる。)

※新型コロナウイルスの影響により R2.10～R3.9 の経常収入及び経常費用を見込む
ことは困難であるため、大幅に市補助が変更となる可能性がある。

小樽市生活バス路線運行費補助金交付要綱

制定 令和2年6月1日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、小樽市補助金等交付規則（平成27年小樽市規則第1号。）に定めるもののほか、市民の生活に必要なバス路線の維持及び確保を図るため、生活バス路線を運行する乗合バス事業者に対して交付する小樽市生活バス路線運行費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業（以下「乗合バス事業」という。）を経営する者をいう。
- (2) 補助対象路線 市民の生活に必要な市内のバス路線のうち、経常利益が生じない路線であって、市長が認めるものをいう。
- (3) 補助対象期間 補助金の交付を受けようとする会計年度（地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条第1項に規定する会計年度をいう。）の9月30日を末日とする1年間をいう。
- (4) 補助対象経常費用 補助対象期間における小樽市内の乗合バス事業に係る経常費用の実績額を補助対象期間における実車走行キロの実績値で除して得た1キロメートル当たりの経常費用の額に、補助対象路線の実車走行キロの実績値を乗じて得た額をいう。この場合において、市内均一区間に限って運行する路線とその他の路線に分けて算出するものとし、それぞれの経常費用の実績額及び実車走行キロを用いるものとする。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、補助対象路線を運行する乗合バス事業者であって、市民生活において重要な役割を果たしており、かつ市長が認めるものとする。

(補助対象路線の決定)

第4条 補助対象路線は、補助対象事業者の補助対象期間における市内の乗合バス事業の収支状況を基に、市長が決定する。

2 市長は補助対象路線を決定するために、補助対象事業者の収支状況に係る資料の提出を求めることができる。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象路線の補助対象経常費用から経常収入を減じた額とする。ただし、国庫補助金及びその他補助金等の交付がある場合は、当該補助金等を差し引いた額とする。

2 補助金の上限額は、市内を運行する乗合バス事業に係る全路線の経常費用から経常収入を減じた額から国庫補助金及びその他補助金等を除いた額を限度とし、予算の範囲内で市長が認める額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする乗合バス事業者は、小樽市生活バス路線運行費補助金交付申請書（第1号様式）及び経営改善3か年計画書（第2号様式）に必要書類を添えて、補

助金の交付を受けようとする会計年度の11月末日までに市長に申請しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、これを審査し、適當と認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、小樽市生活バス路線運行費補助金交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(交付の取消し及び返還)

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けたバス事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又は交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金の交付申請等の手続に関し不正な行為があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その他この要綱の規定に違反したとき。

(補足)

第9条 この要綱及び小樽市補助金等交付事務に関する取扱要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行し、令和2年10月1日以後に発生する補助対象経常費用から適用する。